

著作権取扱方針

平成25年7月1日制定
公益財団法人石橋由紀子記念基金

1. 当財団の著作権等に関する取扱について

(1) 学術発表

当基金により研究成果についての論文発表及び口頭発表を積極的にお願ひします。
研究成果の論文等の著作権は、全て発表者に帰属するものとし、当基金は一切権利を主張しません。

尚、当基金からの研究助成を受けた旨をお書き添えください。

英文の場合、例えば下記のようなAcknowledgement をお願ひ申し上げます。

「This work was (partially) supported by the Yukiko Ishibashi Foundation.」

(2) 知的財産権

助成研究の成果に基づいた特許または実用新案の出願に際して、当基金は一切権利を一切主張しません。

また、論文作成で、他人の著作物を無断使用した場合において、当基金は一切関知いたしません。

(3) 論文別刷と著作物

当基金の助成による研究成果が発表された場合、別刷や著書等を拝受できれば幸甚です。
PDFファイルのメール送信でも構いません。また、当基金からの研究助成の成果に関わる受賞等についてもお知らせ下さい。

2. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

〒105-0004 東京都港区新橋 2-16-1-402-1

公益財団法人石橋由紀子記念基金 事務局

電話 03-5157-9777